

補助事業・交付金・制度資金の利用に当たり、 飼養衛生管理基準の遵守を要件とすることとしました。

<ポイント>

- 飼養衛生管理基準の遵守状況を確認するため、補助事業・交付金・制度資金の一部では、申請の際に「**飼養衛生管理基準遵守状況確認書**」の提出が必要となります。
- 飼養衛生管理基準の不遵守がある場合は、**改善すべき事項、具体的な改善方法及び改善すべき期限を明確化した改善方針が必要**です。

注) 国内の疾病発生状況等を踏まえ、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥又は七面鳥の所有者が対象です。(牛、水牛、めん羊、山羊又は馬は、当面の間は対象外)

<遵守を要件とする補助事業・交付金・制度資金> (令和4年度)

補助事業

- ・ 畜産クラスター事業(施設整備事業、機械導入事業、経営継承事業) ※注2、注3
- ・ 新規就農者育成総合対策のうち経営発展支援事業 ※注2
- ・ 特定地域経営支援対策事業 ※注2
- ・ 農業信用保証保険基盤強化事業
- ・ 経営継承・発展等支援事業
- ・ 農業経営継承保証保険支援事業

交付金

- ・ 消費・安全対策交付金(ハード事業) ※注2
- ・ 強い農業づくり総合支援交付金(家畜飼養管理施設、家畜改良増殖関連施設) ※注2、注3
- ・ 農地利用効率化等支援交付金 ※注2

制度資金(主なもの)

畜産経営体質強化支援資金 ※注2、注3 / 家畜疾病経営維持資金 ※注2 / 畜産特別資金 ※注2 / 農業経営改善促進資金 / 農業経営負担軽減支援資金 / 農業近代化資金 / 公庫資金(畜産経営環境調和推進資金、農業経営基盤強化資金、農林漁業セーフティネット資金等)

注1) 上記の補助事業・交付金・制度資金の内容及び手続に関する質問や、上記以外の制度資金の遵守要件の該当・非該当に関する質問については、各補助事業等の窓口にお問い合わせください。

注2) 当該事業・交付金・制度資金においては、経営者の皆さまから利用申請があった後に、都道府県内の事業・交付金・制度資金の担当者が、家畜保健衛生所に対し、飼養衛生管理基準遵守状況の確認を行うため、経営者の皆さまが家畜保健衛生所に対して飼養衛生管理基準遵守状況確認書の交付申請をお手続きいただく必要はありません。

注3) 都道府県において計画を審査する際に飼養衛生管理基準の遵守状況確認に加え、事業実施後の飼養頭数見合いの埋却地等の確保についても確認を行います。

<飼養衛生管理基準遵守状況確認書入手するには>

見本

飼養衛生管理基準遵守状況確認書

飼養衛生管理基準の遵守状況、今後の改善方針等について、下記のとおり確認しました。

なお、不遵守事項について、遵守期限までに飼養衛生管理基準に遵守できない場合は、畜産経営体質強化支援資金(畜産特別資金)の申請に支障を及ぼす可能性があります。畜産経営体質強化支援資金(畜産特別資金)の申請に支障を及ぼす場合は、畜産経営体質強化支援資金(畜産特別資金)の申請に支障を及ぼす旨を記載し、改善方針を記載してください。

番号	確認年月日 (確認予定年/月)	事業名称	今後の改善方針/対応
例1	令和4年10月1日	畜舎	なし
例2	令和4年11月1日	畜舎	改善中
例3	令和4年12月1日	畜舎	完了
例4	令和4年12月1日	畜舎	完了

※ 改善方針は、改善すべき事項、実施の日程方法及び改善すべき期限を明確に記述してください。

注1: 飼養衛生管理基準に違反していること。

注2: 不遵守事項がある場合は、遵守期限までに飼養衛生管理基準に遵守できない場合は、畜産経営体質強化支援資金(畜産特別資金)の申請に支障を及ぼす可能性があります。畜産経営体質強化支援資金(畜産特別資金)の申請に支障を及ぼす場合は、畜産経営体質強化支援資金(畜産特別資金)の申請に支障を及ぼす旨を記載し、改善方針を記載してください。

注3: 飼養衛生管理基準に違反している場合は、畜産経営体質強化支援資金(畜産特別資金)の申請に支障を及ぼす可能性があります。畜産経営体質強化支援資金(畜産特別資金)の申請に支障を及ぼす場合は、畜産経営体質強化支援資金(畜産特別資金)の申請に支障を及ぼす旨を記載し、改善方針を記載してください。

- 飼養衛生管理基準遵守状況確認書が必要となる補助事業・交付金・制度資金を利用する農場については、【**管轄する家畜保健衛生所名**】に、次の方法により、飼養衛生管理基準遵守状況確認書の交付を申請してください。
- 【**申請方法を任意記載**】

※青字は都道府県で適宜修正して御利用ください。

【問い合わせ先を記載】